



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生き育てることに対する意識等の変化をもたらしています。子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生き育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

新制度は平成27年度から開始されることから、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。

山口市（以下、本市。）においては、平成17年3月に「山口市次世代育成支援行動計画やまがたっ子すくすくプラン（前期計画）」また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画を策定し、家庭や地域、事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取組を進めてきました。





2 子ども・子育て関連3法とは

「子ども・子育て関連3法」とは、次の3つの法律を指します。

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

【3法の趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

3 新制度の主なポイント

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

親の就労状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることができるなど、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」について、制度の改善、普及を進めるとされています。具体的には、幼保連携型認定こども園では、複雑だった設置手続きを簡素化し、認可・指導監督・財政支援等が一本化されます。

② 保育の量的拡大・確保

都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在しているため、市町村による計画的な施設整備、認可制度の改善や、小規模保育等の多様な保育の充実により、質を保ちながら保育の量的な拡大を図るとされています。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

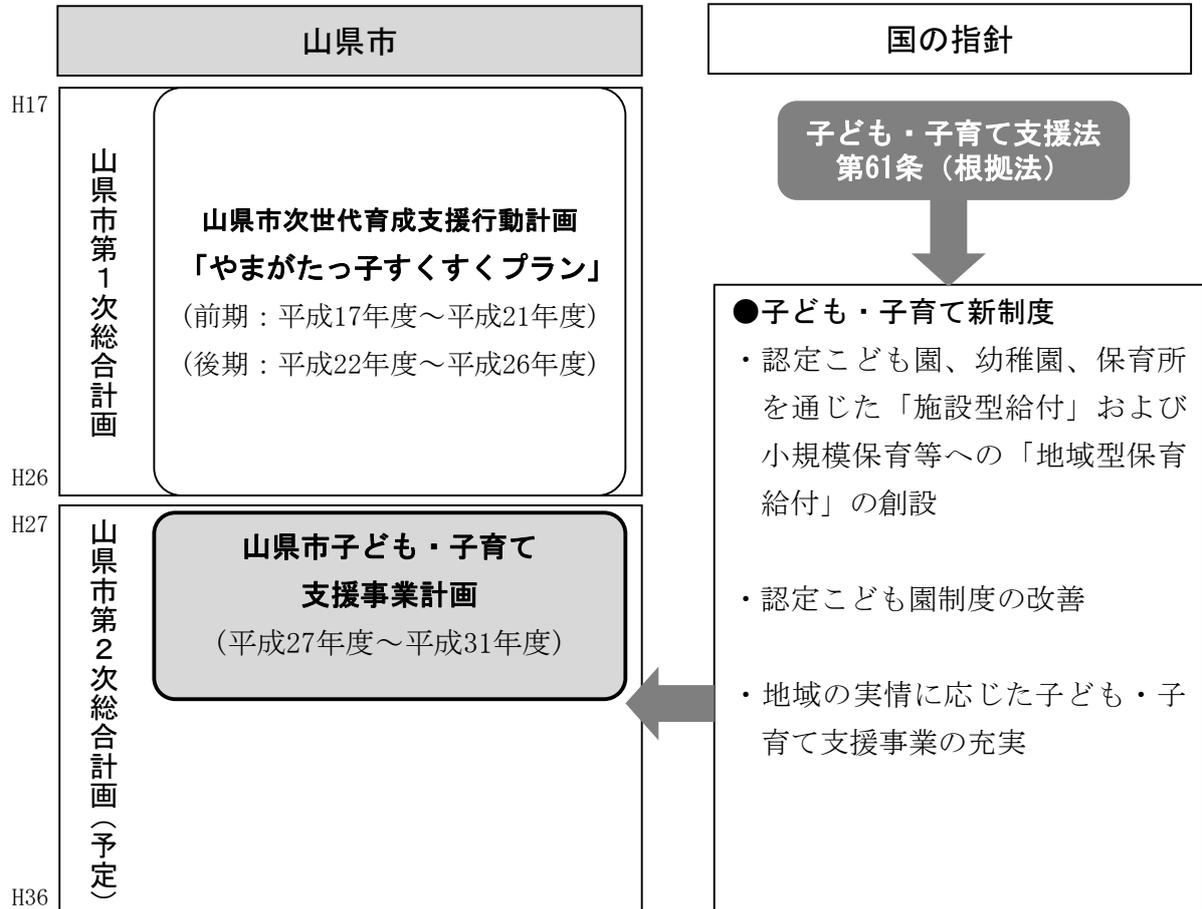
核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているため、すべての家庭を対象に親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実するとされています。



4 上位計画と関連法案との関係

本計画を策定するにあたり、総合計画をはじめ、関連法案との整合性を図り、また、国・県との調和を保つよう取り計らいました。

【上位計画、関連法案との関係】



5 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

【計画期間】

平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度
山口市次世代育成支援行動計画 後期計画					山口市子ども・子育て支援事業計画				



6 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、庁内の関係部署および県や近隣市町村と協議・調整を行いながら相互に連携を図りました。また、「山縣市子ども・子育て会議」を設置し地域の関係者に計画に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントを通して得られた子育てに関わっている住民やそれを支援している関係者の意見を考察し、計画に反映しました。

ニーズ調査の概要・実施状況

本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、住民ニーズの動向分析等を行い、現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

【調査票の種類と調査の実施方法等】

項目	就学前児童用調査票	小学生用調査票
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	小学生を持つ保護者
標本数	870 件	779 件
調査方法	調査対象者全員に調査を実施	
配布・回収方法	保育園を通じた配布・回収と、一部郵送による配布・回収	小学校を通じた配布・回収
調査時期	平成 25 年 11 月 27 日～平成 25 年 12 月 6 日	

【調査票の配布・回収状況】

調査対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童を持つ保護者	870 件	598 件	68.7%
小学生を持つ保護者	779 件	683 件 (うち無効 3 件)	87.7%





子ども・子育て支援の現状



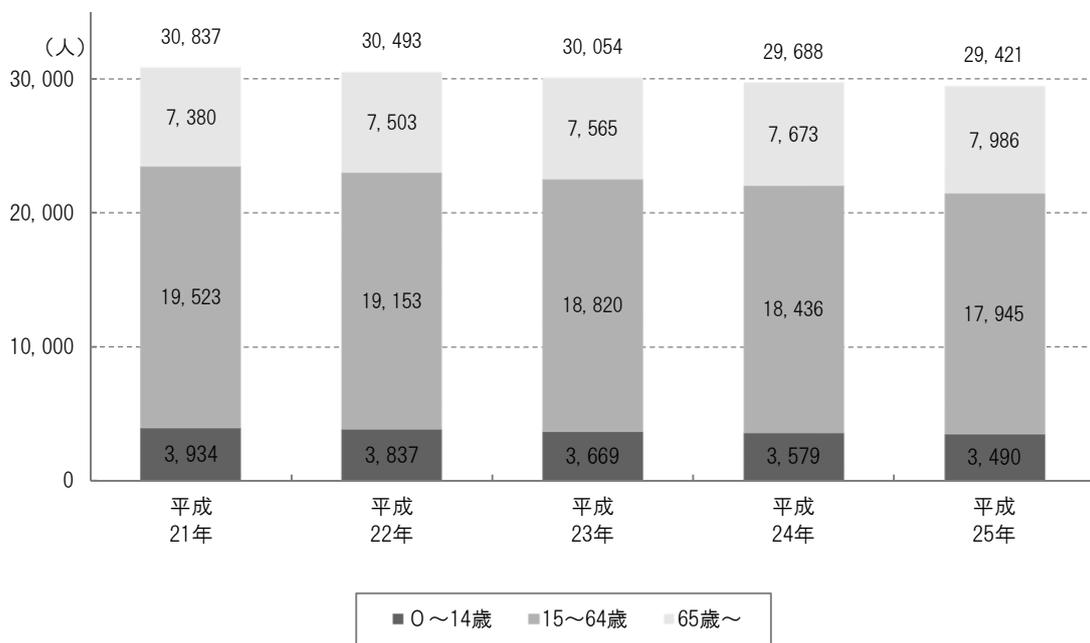
第2章 子ども・子育て支援の現状

1 本市における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口推移を3階級別人口で見ると、平成21年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

【3階級別人口の推移】

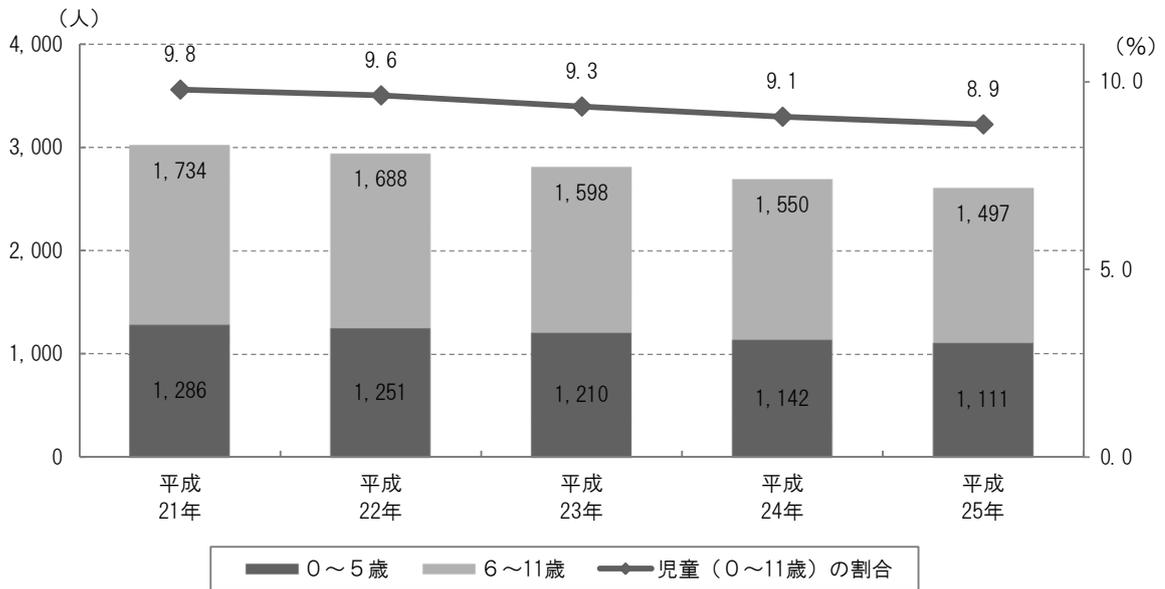


資料：住民基本台帳



就学前児童（0歳～5歳）および小学校児童（6～11歳）もまた、平成21年以降減少しています。また、総人口に対する割合も徐々に低下しています。

【人口と子ども人口の推移】

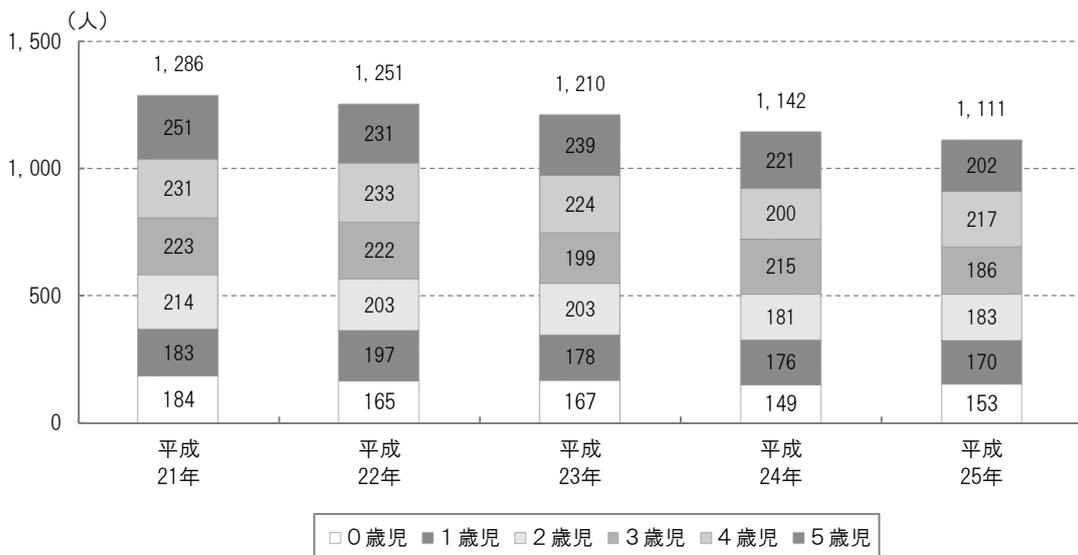


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、0歳児は平成22年に減少し、平成23年は横ばいでしたが、平成24年にふたたび減少して、以降横ばいとなっています。

【0～5歳児の人口推移】



資料：住民基本台帳

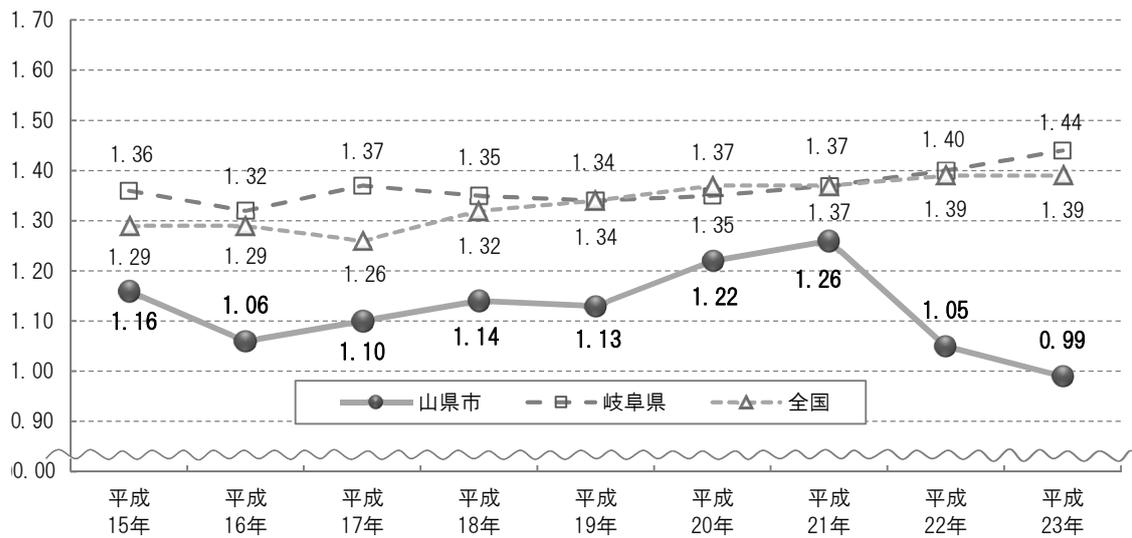




(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成16年から平成21年にかけて増加傾向となっていました。平成22年以降減少し、平成23年には0.99と全国・県と比べて低い水準となっています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：山口市資料

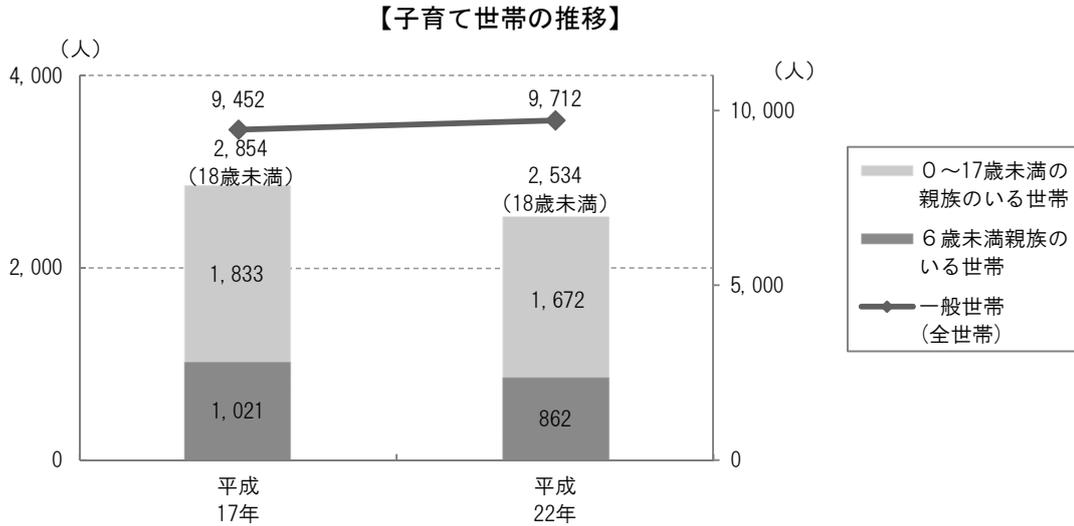
合計特殊出生率…人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に子どもを産むとしたときの子どもの数に相当する。



2 子育て家庭の状況

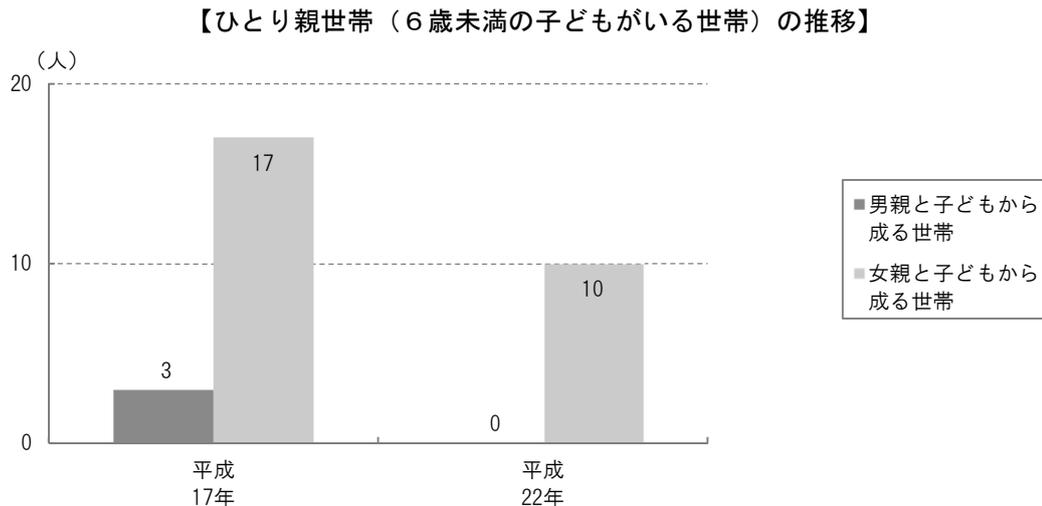
(1) 子育て世帯の推移

平成 17 年から平成 22 年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加していますが、6 歳未満親族のいる世帯、18 歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。



資料：各年国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、女親と子どもから成る世帯は男親と子どもから成る世帯より多く、女親と子どもから成る世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯）は増加しています。

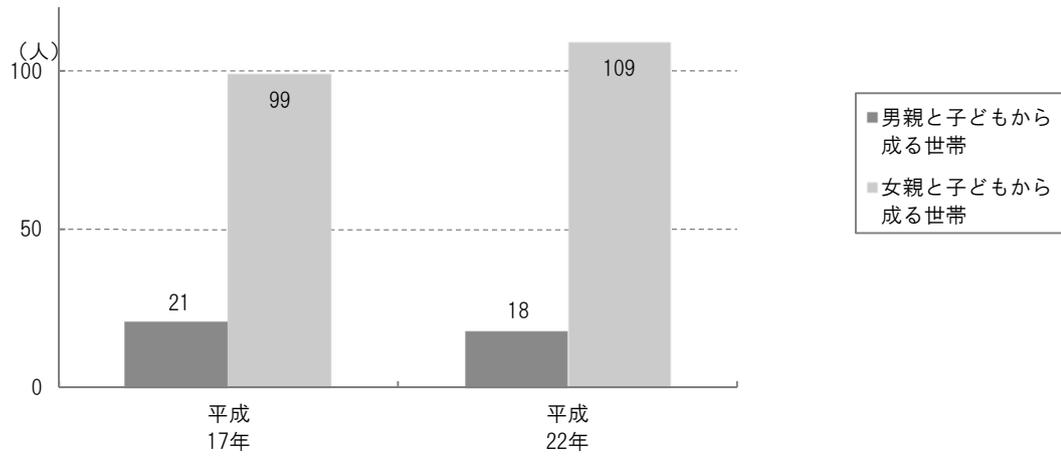


資料：各年国勢調査





【ひとり親世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移】



資料：各年国勢調査

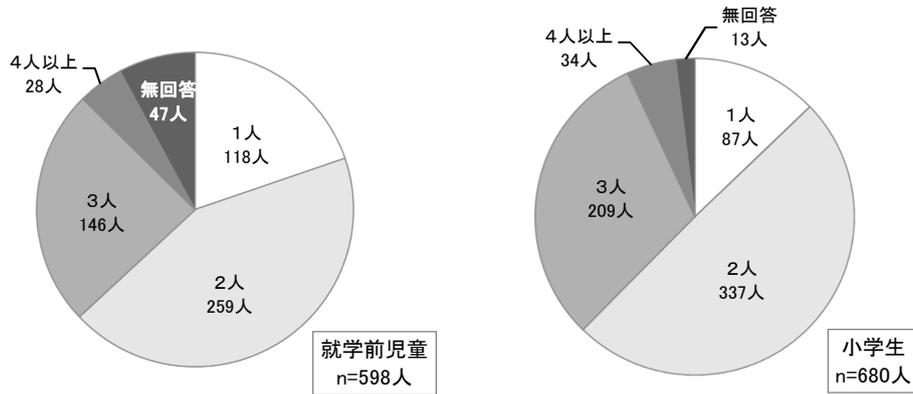




(2) 子育て世帯の子ども人数と日常的に子育てに関わっている方（施設含む）

子ども・子育て支援に関する調査結果をみると、回答された児童の世帯に対する子どもの人数は、就学前児童、小学生ともに「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となっています。

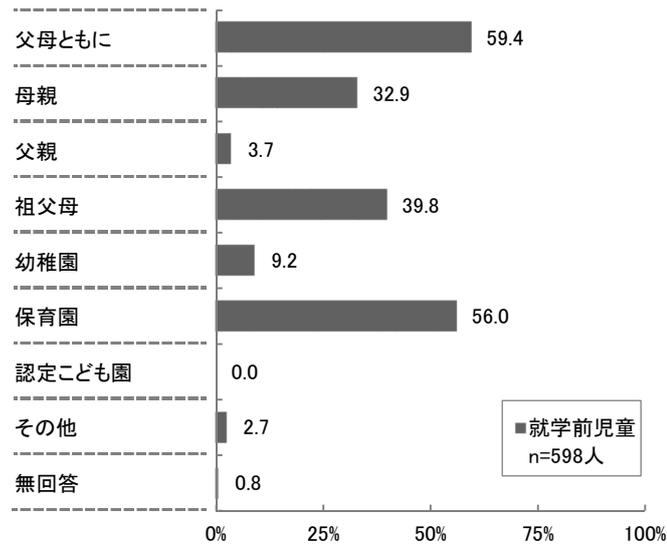
【子育て世帯の子ども人数】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」(59.4%)が最も多く、次いで「保育園」(56.0%)、「祖父母」(39.8%)、「母親」(32.9%)の順となっています。

【日常的に子育てに関わっている方】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

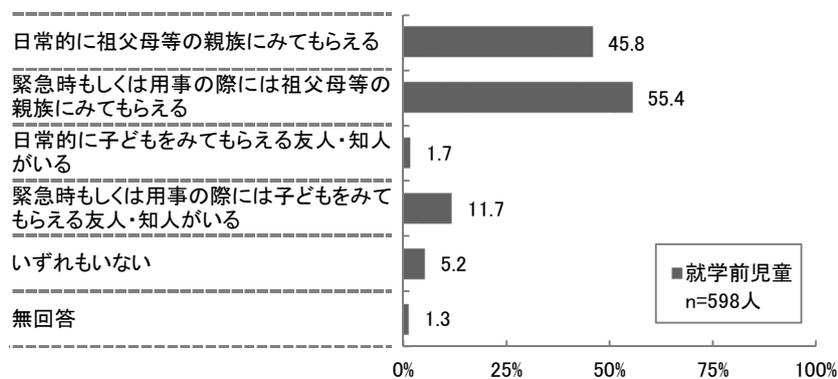




(3) 親族等協力者の状況

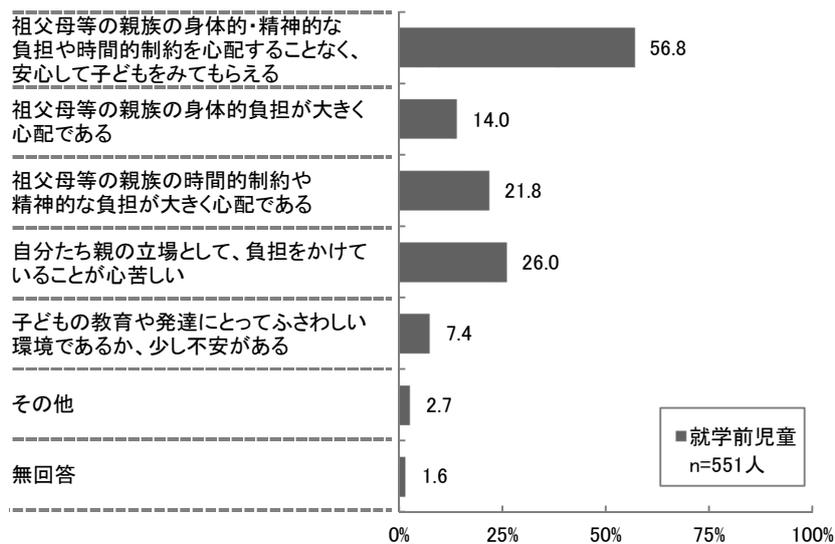
就学前児童について、祖父母等の親族にみてもらえる方は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(55.4%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(45.8%)となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「(親族等協力者は) いずれもない」方は5.2%となっています。親族に子どもをみてもらっていると回答した人のうち、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」方は56.8%となっています。

【子どもをみてもらえる親族・知人】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【親族に子どもをみてもらっている状況】



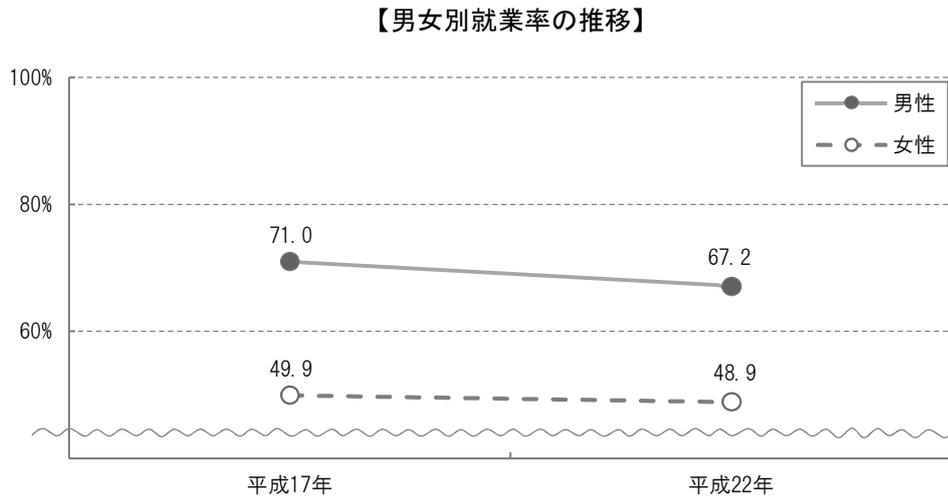
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



3 就労状況

(1) 本市の就業率

本市の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばいの状況となっています。



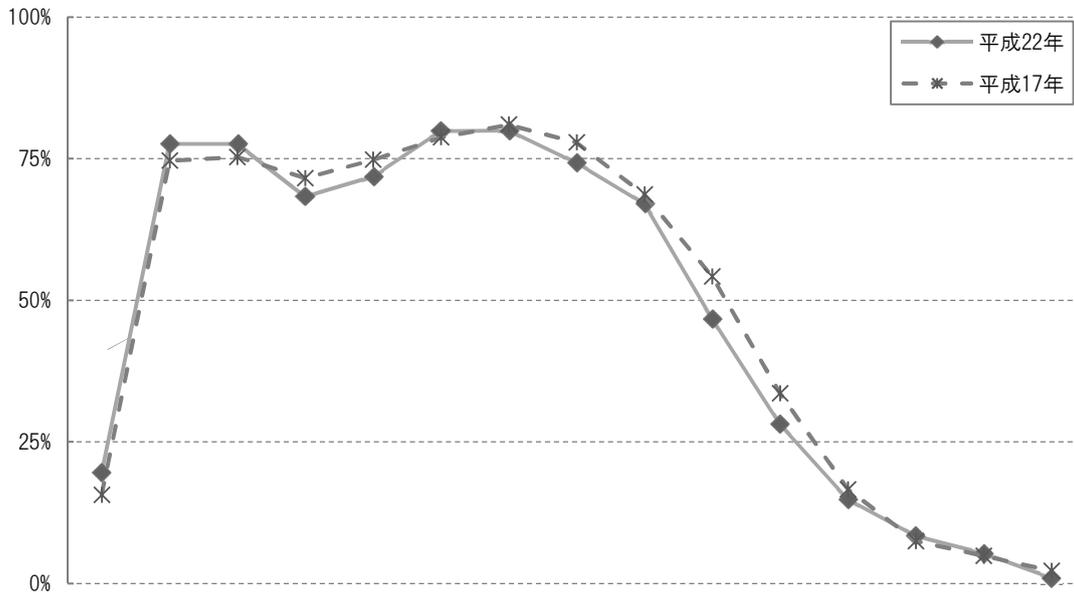
資料：各年国勢調査





女性の年齢別労働力率は、子どもの育児（子育て）期間と思われる30～34歳で低下し、子どもの育児（子育て）期間が落ち着く頃であると思われる35～39歳以降から労働力率は上昇しています。

【女性の年齢別労働力率】



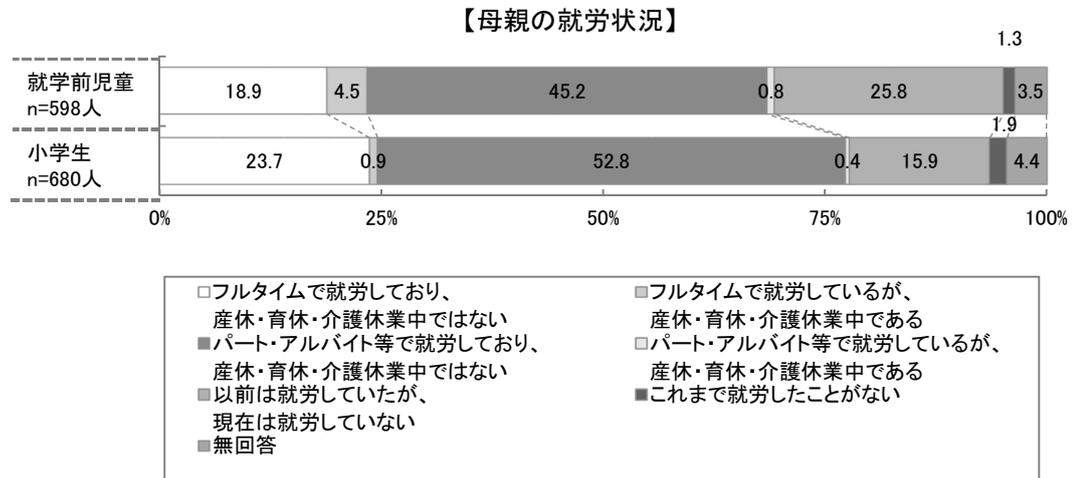
	15 19 歳	20 24 歳	25 29 歳	30 34 歳	35 39 歳	40 44 歳	45 49 歳	50 54 歳	55 59 歳	60 64 歳	65 69 歳	70 74 歳	75 79 歳	80 84 歳	85 歳 以上
平成 17年	19.6	77.6	77.6	68.3	71.8	79.8	80.0	74.2	67.0	46.7	28.1	14.9	8.4	5.3	1.0
平成 22年	15.6	74.7	75.3	71.6	74.8	78.8	81.0	77.9	68.7	54.2	33.6	16.6	7.5	4.9	2.2

資料：各年国勢調査



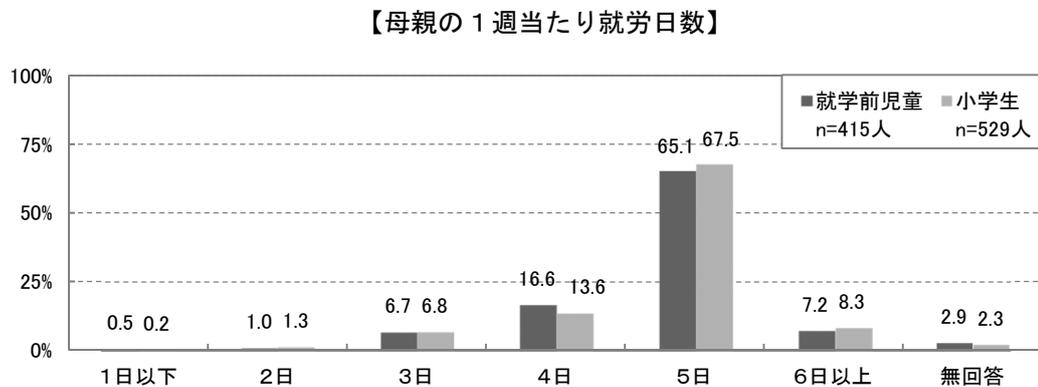
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況について、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、就学前児童の母親では45.2%、小学生の母親は52.8%となっています。



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

就労している母親の1週間の就労日数では、就学前児童、小学生ともに「5日」が6割以上となっています。



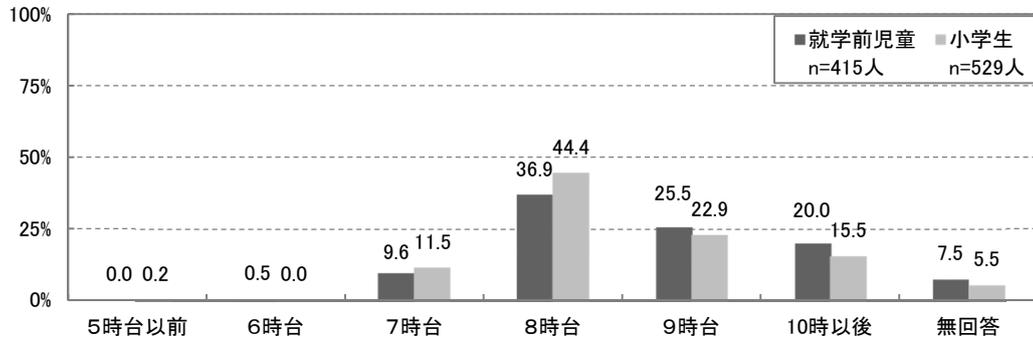
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果





就労している母親の出勤時間をみると、就学前児童、小学生ともに「8時台」が最も多くなっています。

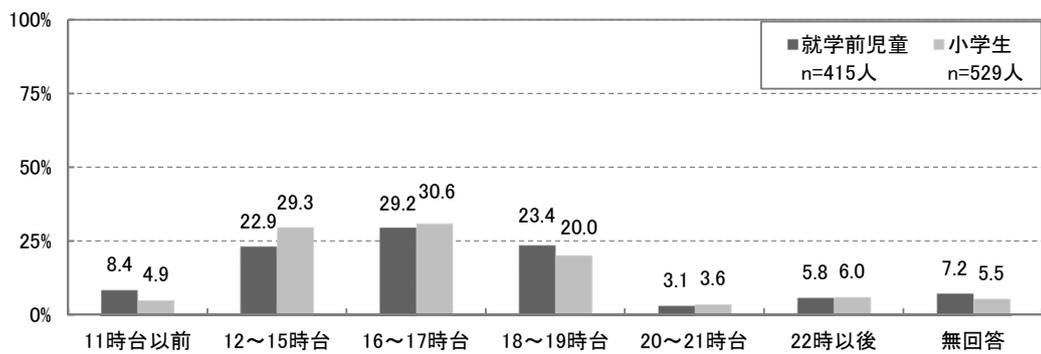
【母親の出勤時間】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

就労している母親の帰宅時間をみると、就学前児童、小学生ともに「16～17時台」が最も多く、「20～21時台」以降からは少なくなっています。

【母親の帰宅時間】



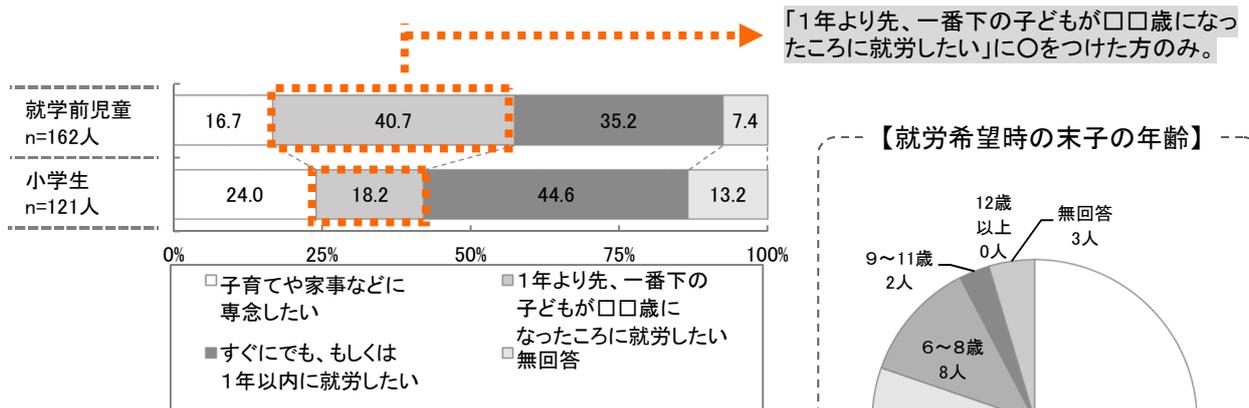
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



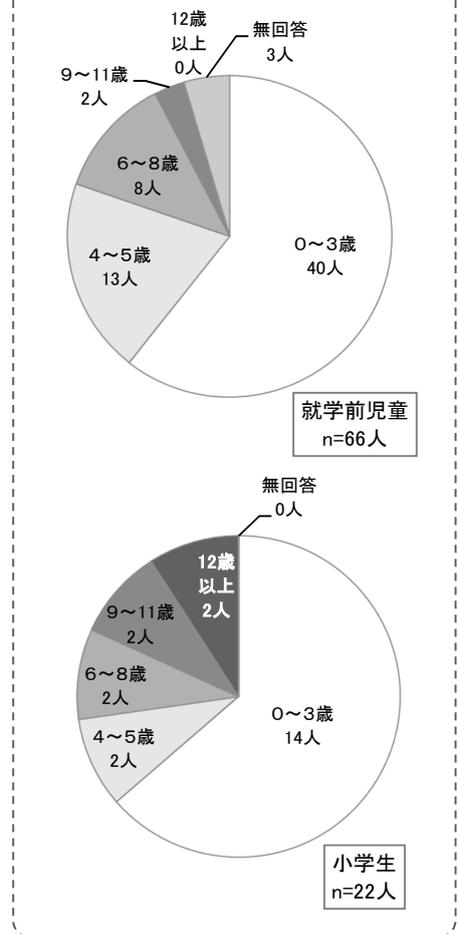


現在、就労していない母親の今後の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると就学前児童が75.9%、小学生が62.8%となっています。希望する就労形態では、「パートタイム、アルバイト等」が就学前児童、小学生ともに多くなっています。

【就労していない母親の今後の就労希望】

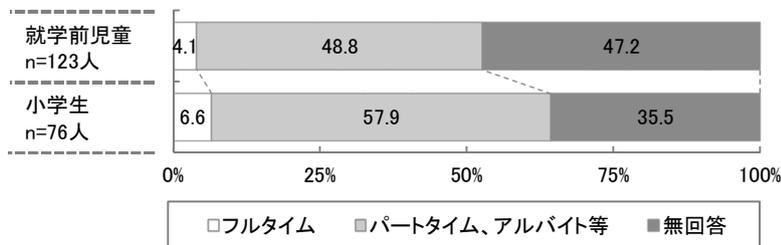


【就労希望時の末子の年齢】



「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」に○をつけた方のみ。

【母親の希望する就労形態】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果





4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、平成26年時点で下表のとおりとなっています。

【子育て支援事業の提供体制（平成26年度）】

1 保育所入所状況（平成26年度）

運営形態	施設類型	施設数(箇所)	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
公立	保育所	8	770	592	76.9%
私立	保育所	0	0	5	—
合計		8	770	597	77.5%

2 幼稚園入所状況（平成26年度）

運営形態	施設類型	施設数(箇所)	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
公立	幼稚園	0	0	0	—
私立	幼稚園	1	320	327	102.2%
合計		1	320	327	102.2%

3 地域子ども・子育て支援事業

量の見込みに 関する項目	関連する事業名および施設名または箇所数
時間外保育事業	早朝保育（7：30～8：30） 長時間保育（16：30～18：30） 延長保育（18：30～19：00） 市内公立保育園 8箇所
放課後児童健全 育成事業	放課後児童クラブ 高富児童館、子どもげんきはうす、各地区公民館、自治会集会所
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	短期入所生活援助（ショートステイ）事業 契約先：若松学園
地域子育て支援 拠点事業	おやこYY広場（委託事業：山県楽しいプロジェクト） 子どもげんきはうす（子育て支援センター）
一時預かり他	一時保育（1か月14日以内、8：30～16：30） 市内公立保育所 8箇所
病児病後児保育、 ファミリー・サポート・ センター（病児・病後 児）	病児病後児保育事業 市内に施設無し。市外の病院に委託（下記のとおり） ・福富医院病児保育園「すずらん」 ・河村病院病児保育園「クララ」 ・小牧内科クリニック病児保育園「ピノキオ」 ・山田病院病児保育園「ミッキー」 ・矢嶋小児科小児循環器クリニック病児病後児施設「うりぼう」 ・中濃厚生病院病児・病後児保育室「はもみん」 ・美濃病院病児保育室 ・東海中央病院病児保育園「こあら」
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポー ト・センター）（就学児）	概ね1歳から小学校6年生までが対象であるが実績の殆んどが未就学児童である。

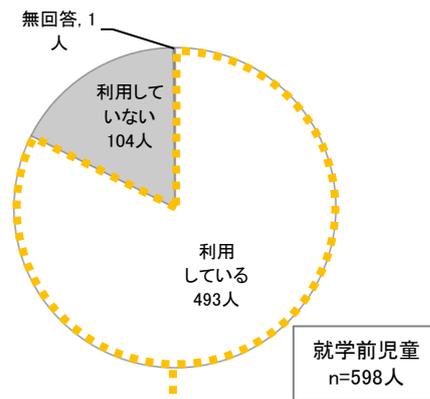
資料：福祉課調べ



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

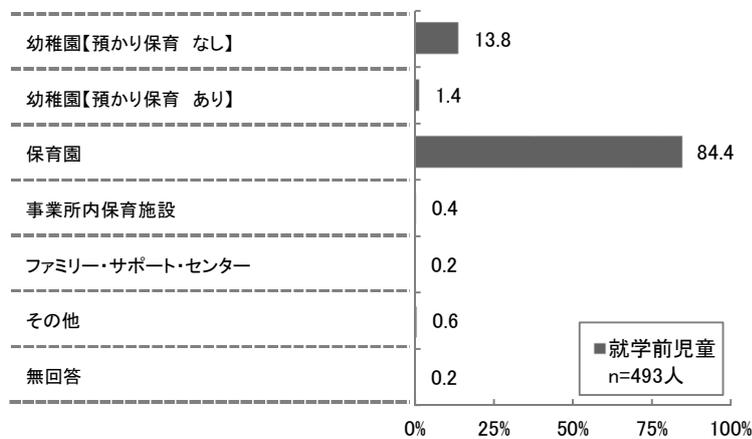
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業について、「利用している」が493人(82.4%)となっています。また、利用している事業では「保育園」(84.4%)が最も多くなっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【平日利用している教育・保育事業】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

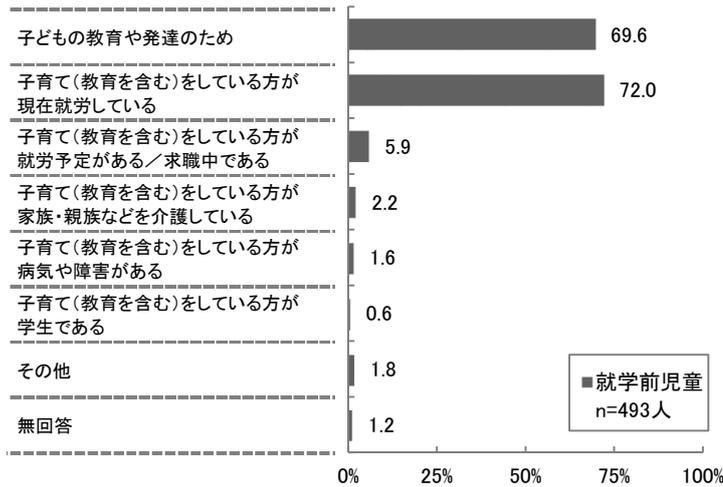




(3) 定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由

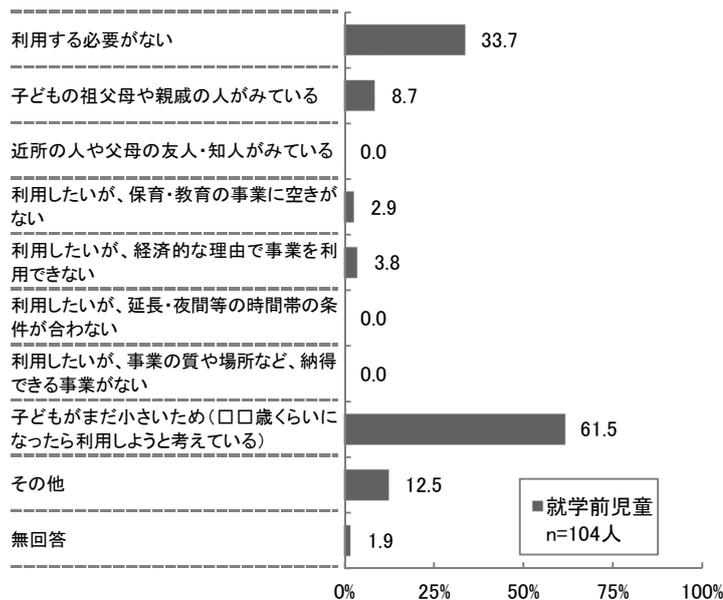
就学前児童が、定期的な教育・保育事業を利用している理由は「子どもの教育や発達のため」「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」がそれぞれ7割前後を占めています。利用していない理由は「子どもがまだ小さいため」（61.5%）が最も多くなっています。

【定期的な教育・保育事業を利用する理由】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【定期的な教育・保育事業を利用しない理由】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



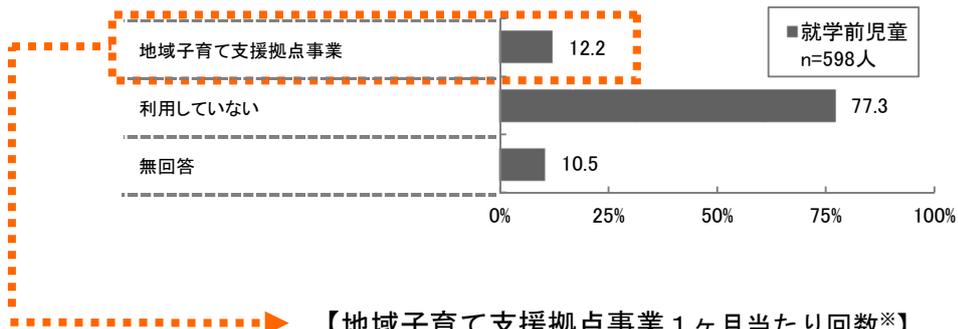


5 地域の子育て支援事業について

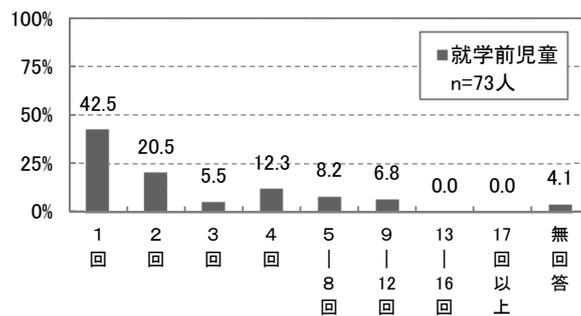
(1) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

就学前児童で地域子育て支援拠点事業を利用していない方が 77.3%となっています。利用している方の1ヶ月当たりの回数では、「1回」が最も多くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



【地域子育て支援拠点事業1ヶ月当たり回数※】



※1ヶ月当たりの回数を記載しています。
1週当たり回数に回答した方の場合、1ヶ月を4週として計算した回数を記載しています。

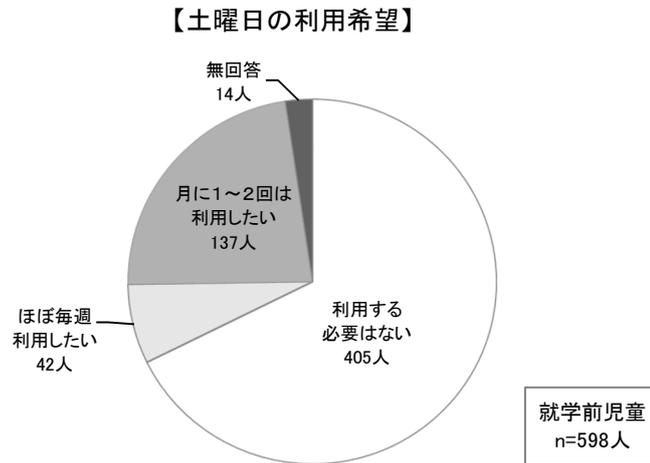
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



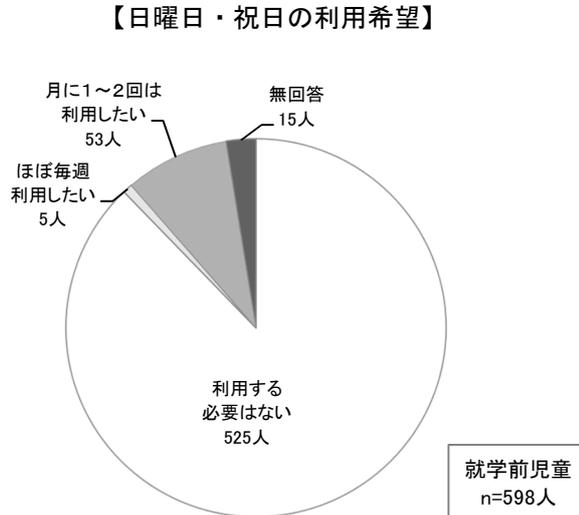


(2) 休日の教育・保育事業の利用意向

就学前児童で休日の教育・保育事業を「利用する必要はない」と回答した方が、土曜日 405人 (67.7%)、日曜日・祝日 525人 (87.8%) となっています。「月に1～2回は利用したい」が、土曜日は 137人 (22.9%)、日曜日・祝日は 53人 (8.9%) となっています。



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



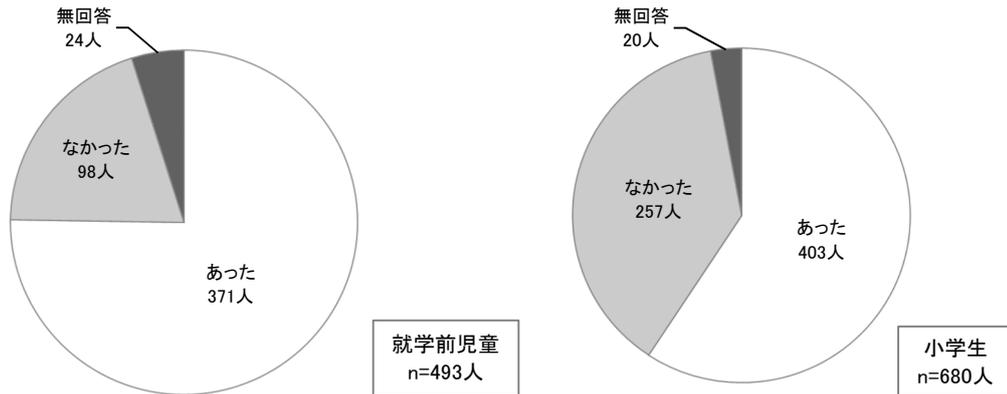
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



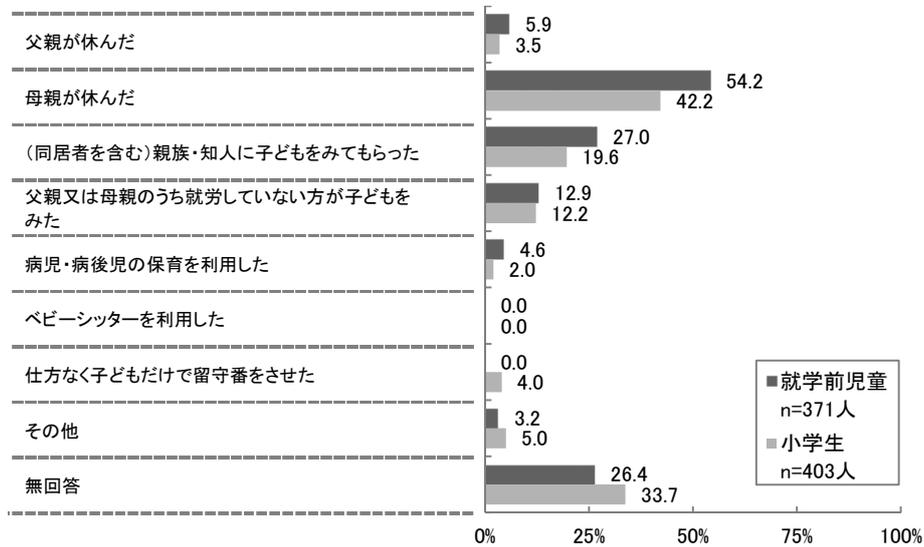
(3) 病気の際の対応

平日、定期的な教育・保育の事業を利用していると回答された方のうち、「病気やケガで、通常の事業が利用できなかった」方は371人(75.3%)、「小学校へ行けなかった」方は、403人(59.3%)で、その時の対処方法として「母親が休んだ」が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

【病気やケガにより、通常の事業が利用できなかったり、小学校へ行けなかったこと】



【病気やケガにより、通常の事業が利用できなかったり、小学校へ行けなかった場合の対処方法】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

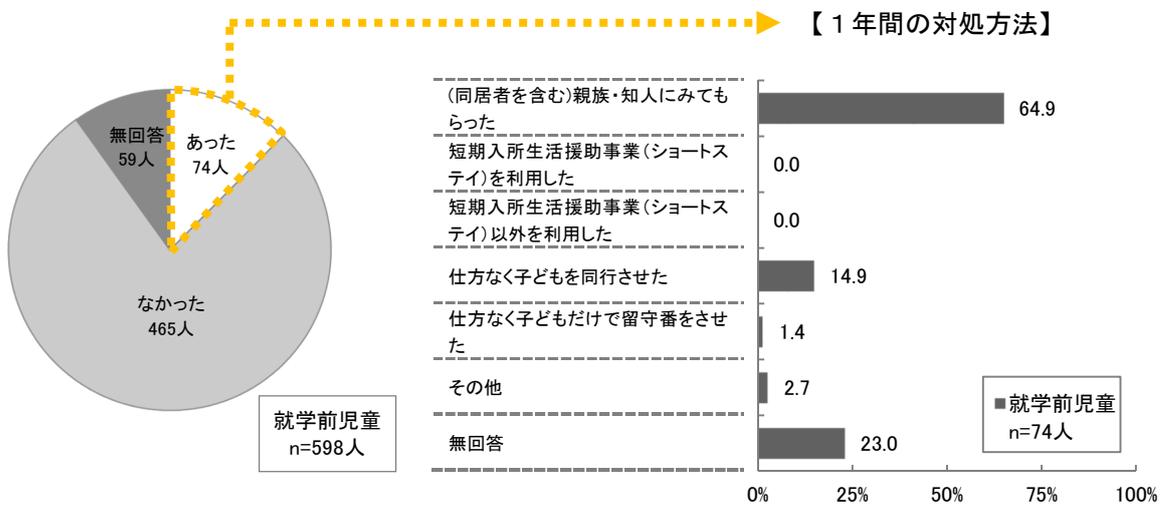




(4) 一時預かり事業の潜在ニーズ

就学前児童において、この1年間に冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、お子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は74人(12.4%)となっています。その対処法は「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(64.9%)が最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」(14.9%)となっています。

【保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)による、お子さんの泊りがけでの預かり】



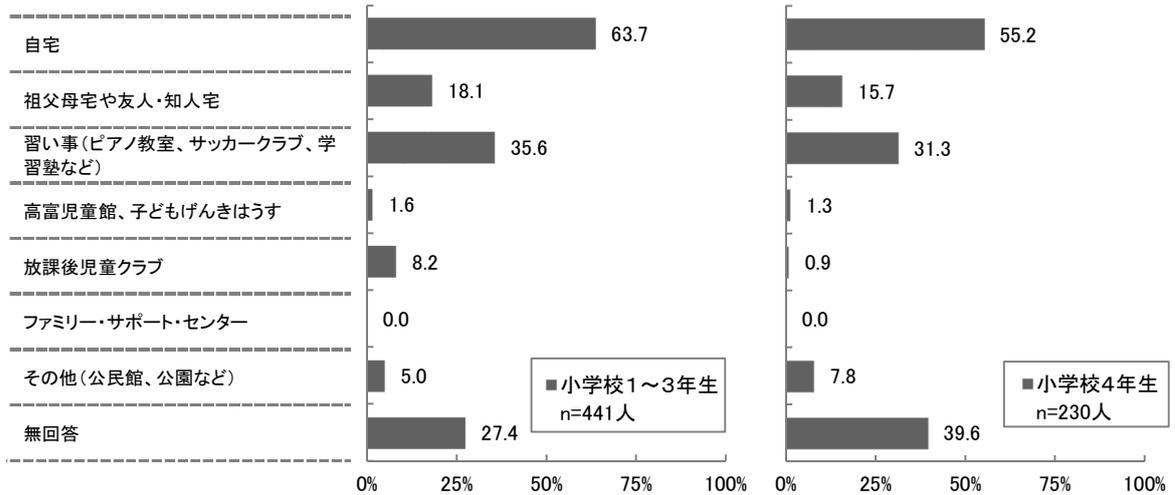
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



(5) 放課後の過ごし方の現状と意向

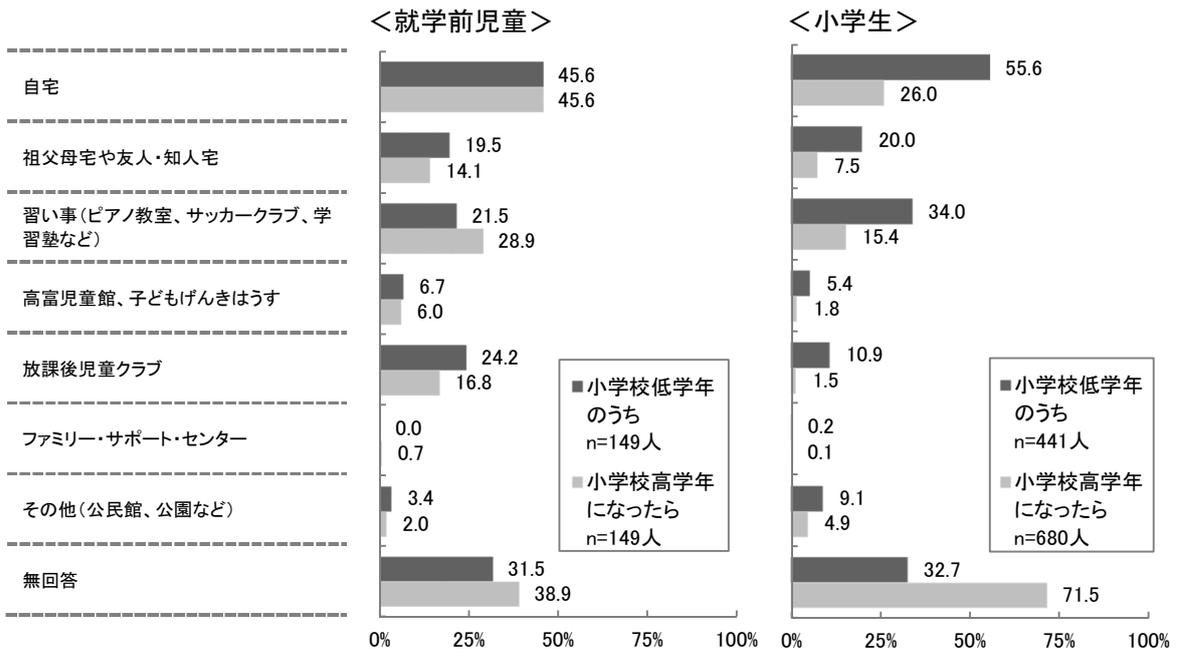
放課後を過ごしている場所、過ごさせたい場所のどちらも、小学校低学年、高学年の間ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。

【放課後の時間を過ごしている場所】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【放課後の時間を過ごさせたい場所】



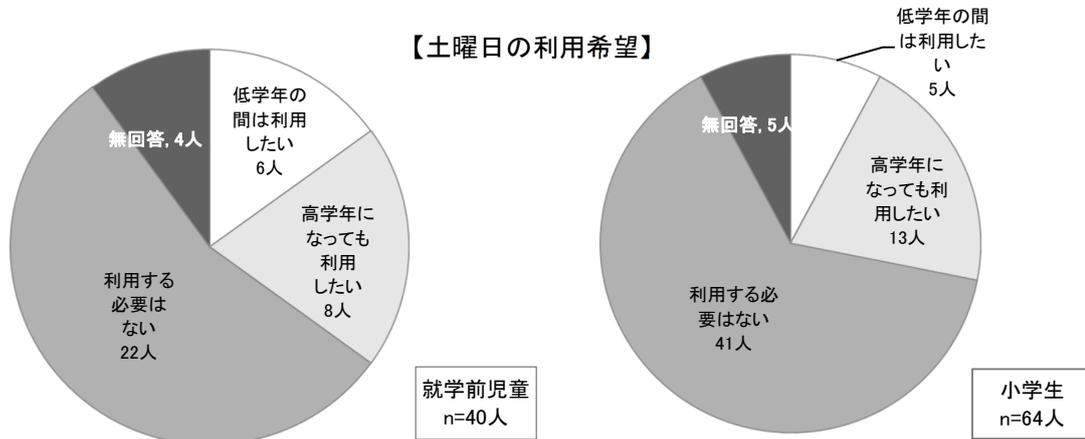
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



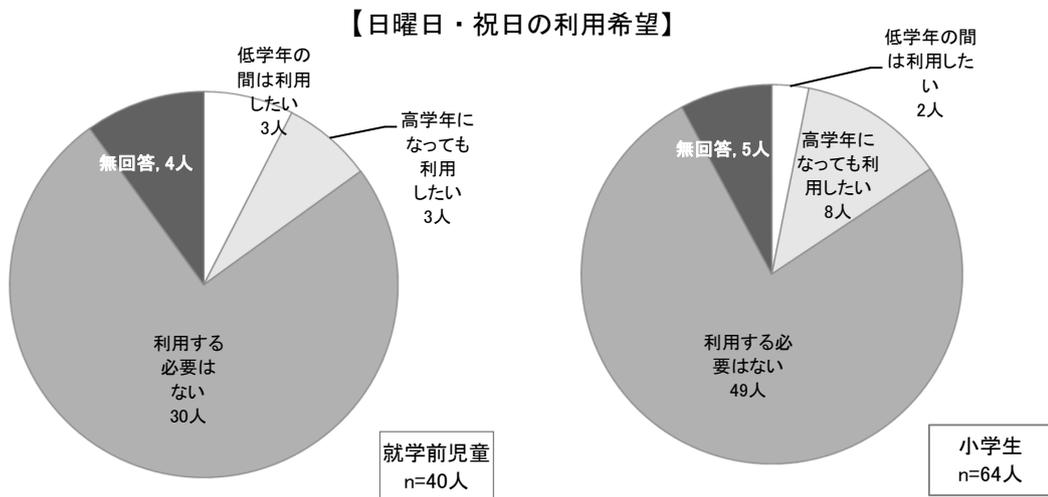


(6) 放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブを利用したいと回答した方のうち、土曜日、日曜日・祝日は「利用する必要はない」が就学前児童、小学生ともに半数以上となっています。長期休暇中は「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせると、約8割になります。



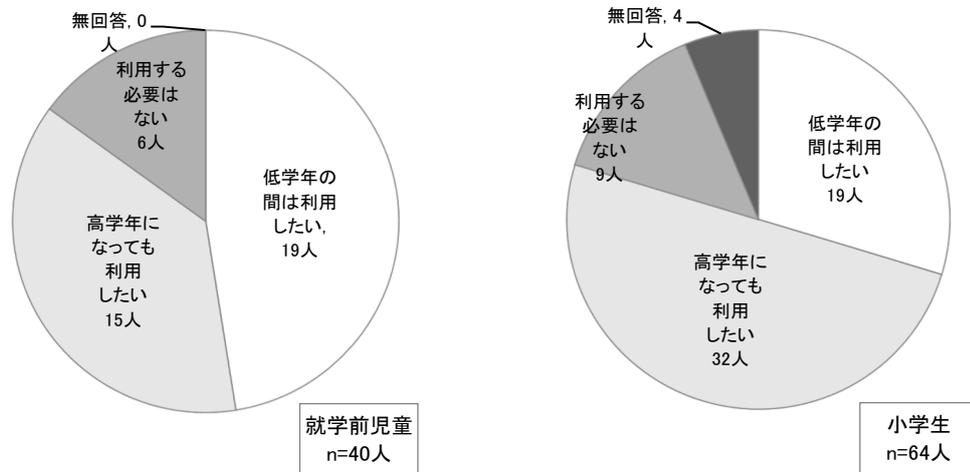
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



【長期休暇中の利用希望】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

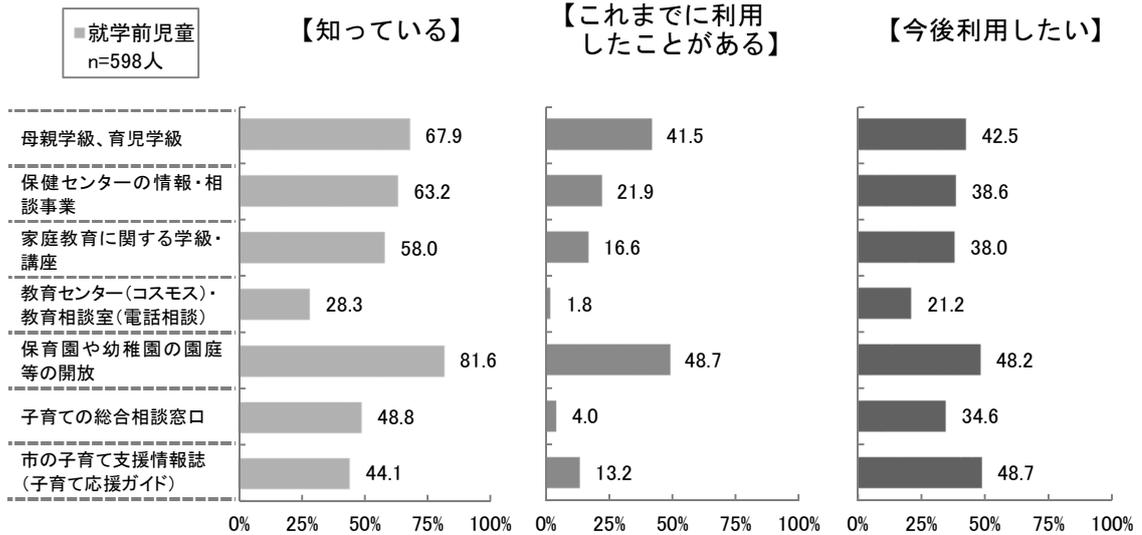




(7) 子育て支援サービスの周知・利用状況と今後の利用意向

就学前児童において、子育て支援サービスについて知っている、利用したことのある事業は「保育園や幼稚園の園庭等の開放」が最も多くなっています。今後利用したい事業では、「市の子育て支援情報誌（子育て応援ガイド）」（48.7%）が最も多くなっています。またその他6事業すべてに4割前後の利用希望があります。

【サービスで知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うもの】



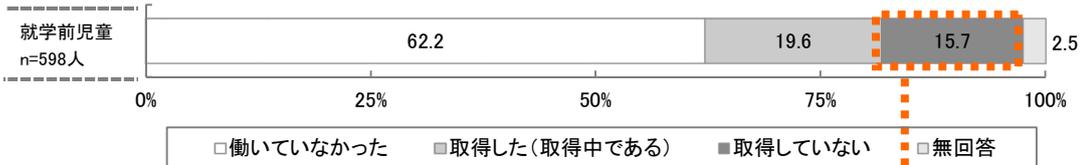
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



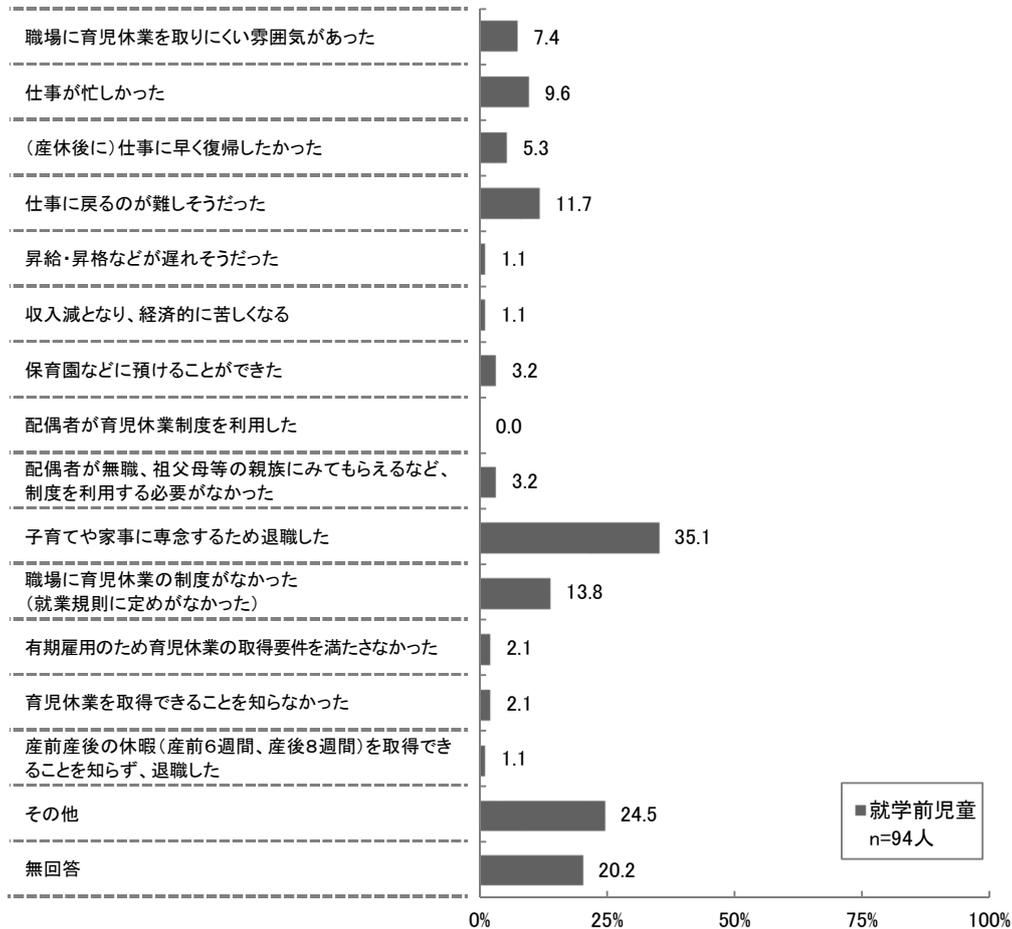
6 育児休業制度の利用状況

就学前児童の母親で育児休業を「取得した（取得中である）」は 19.6%、「取得していない」は 15.7%となっています。取得していない理由として、「子育てや家事に専念するため退職した」が 35.1%と最も多くなっています。

【母親の育児休業制度の取得状況】



【母親が育児休業を取得しなかった理由】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果





7 本市の子ども・子育て支援の現状のまとめ

(1) 子どもの人口等の推移について

『就学前児童（0～5歳）・小学校児童（6～11歳）と子育て世帯の減少』

- 平成21年から平成25年の推移では、老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は減少しています。（住民基本台帳）
- 平成21年から平成25年の推移では、就学前児童（0～5歳）、小学校児童（6～11歳）ともに減少しています。また、総人口に対する割合も徐々に低下しています。（住民基本台帳）
- 合計特殊出生率では、平成15年以降、全国・県を下回っており、平成24年は0.99と特に低い水準となっています。（山県市資料）
- 平成17年から平成22年の推移では、18歳未満親族のいる世帯数は減少しています。（国勢調査）
- 平成17年から平成22年の推移では、18歳未満の子どもがいる世帯で、男親と子どもから成る世帯数は減少し、女親と子どもから成る世帯数は増加しています。（国勢調査）

(2) 子育て家庭の状況について

『父母ともに日常的に子育てに関わっている方や親族の協力者は多い』

- 就学前児童、小学生の世帯に対する子どもの人数は、「2人」が最も多いです。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 就学前児童で、日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が最も多く、父母ともに子育てしている環境です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 就学前児童で、祖父母等の親族にみてもらえる方は、「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が55.4%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が45.8%となっており、半数以上の世帯では親族等の協力が得られる環境です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

(3) 母親の就労状況について

『母親で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）方は、就学前児童で64.1%、小学生では76.5%』

- 男女別就労率の平成17年から平成22年の推移では、男性は低下し、女性はほぼ横ばい状態です。（国勢調査）
- 女性の年齢別労働力率は、子どもの育児（子育て）期間と思われる30～34歳では低下しますが、子どもの育児（子育て）期間が落ち着く頃であると思われる35～39歳以降から労働力率は上昇しています。（国勢調査）





- 就労している（産休・育休・介護休業中ではない）母親は、就学前児童で64.1%、小学生では76.5%あり、就労している方の6割以上が、週の就労日数が5日となっています。また、就学前児童、小学生の母親ともに、出勤時間は8時台が多く、帰宅時間は16～19時台が半数となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 現在就労していない母の今後の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」方が就学前児童で75.9%、小学生で62.8%おり、そのうち希望する就労形態で多いのは、就学前児童、小学生ともに「パート・アルバイト等」となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（4）教育・保育事業の利用状況について

『就学前児童が教育・保育事業を利用する理由は、「子供の教育や発達のため」「現在就労している」が約7割』

- 平日の定期的な教育・保育事業について、就学前児童で「利用している」方は全体の82.4%となっています。また、利用している事業は「保育園」が8割以上です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用する理由で多いのは、「子どもの教育や発達のため」「現在就労している」が約7割と多くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（5）地域の子育て支援事業について

『病気やケガで、定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことがあった方の対応は「母親が休んだ」が多く、就学前児童で5割以上、小学生4割以上』

- 就学前児童で地域子育て支援拠点事業を利用していない方が約8割となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 就学前児童で休日の教育・保育事業の利用意向は、土曜日は「利用する必要がない」が約7割となっていますが、「月に1～2回は利用したい」も約2割います。また、日曜日は「利用する必要はない」が約9割となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 病気の際の対応では、平日、病気やケガにより定期的な教育・保育の事業を利用できなかったり、小学校へ行けなかったことが「あった」方は就学前児童で75.3%、小学生では59.3%あり、対処方法で多いのは、就学前児童、小学生ともに「母親が休んだ」で4～5割となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 就学前児童の一時預かり事業の潜在ニーズでは、この1年間に冠婚葬祭等でお子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は就学前児童、小学生ともに約1割あり、そのうち6割以上の方が「親族・知人にみてもらった」と回答しています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）





- 放課後の過ごし方では、小学校低学年・高学年の間とも、現状、意向ともに「自宅」や「習い事」が多くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 放課後児童クラブの利用意向では、就学前児童、小学生ともに土曜日、日曜日・祝日は「利用する必要はない」方が半数以上、長期休暇中は「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」方を合わせると、約8割になります。（子ども・子育て支援に関する調査結果）
- 就学前児童の子育てサービスの周知状況等では、周知度が高い割合は「保育園や幼稚園の園庭等の開放」「母親学級、育児学級」「保健センターの情報・相談事業」の順で6割以上ありました。これまでに利用したことがあるものは「保育園や幼稚園の園庭等の開放」、今後利用したいものでは「市の子育て支援情報誌」が最も多い状況です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（6）育児休業制度の利用状況

『育児休業制度を取得していない就学前児童の母親のうち、取得していない理由では「子育てや家事に専念するため退職した」が35.1%』

- 就学前児童で育児休業を取得した母親は19.6%、取得していない母親は15.7%でした。取得していない母親の理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が35.1%と多い状況です。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（7）現状分析のまとめ

①児童数の減少

- 現在、全国的にも少子高齢化と言われておりますが、山口市においても年少人口（0から14歳）は減少する傾向にあります。今後の児童数の減少を踏まえた、計画策定が必要となっております。

②子育て家庭の状況と必要なサービスの確保

- 山口市においては、日常的又は緊急時等に親族の協力を得られる家庭が半数以上を占めている環境です。内訳をみると、身体・精神的負担や時間的制約の心配をすることが無く安心して協力を得られる家庭が半数以上ある反面、身体的・精神的負担を心配する又は負担をかけていることを心苦しく感じている家庭も少なくありません。
- 母親の就労状況については、6割以上が就労しており、就労している母親の半数以上は週5日勤務、8時台出勤、16時から19時台の帰宅という状況であります。
- 山口市では、保育所において早朝保育・長時間保育、一時保育などを実施しており、今後もその提供体制を確保していく必要があります。





③子育てサービスの周知度

- 山縣市において認知度が高いものは、保育園等の園庭開放、母親学級・育児学級、保健センターの情報・相談事業で6割以上でした。うち、園庭開放、母親学級・育児学級は、4割以上の利用があります。今後利用したいものとして、市の子育て応援ガイドが最もニーズが高い状況でした。
- 地域子育て支援拠点事業の利用されていない方も半数以上おり、子育てサービスのPR方法を検証し、周知及び利用促進を図る必要があります。





8 施策の進捗評価

次世代育成行動支援計画後期計画の評価について記載（作成中）



計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

子どもを見まもる目と手と心

「やまがたっ子 すくすく プラン」山県市次世代育成支援行動計画の後期計画を通じて『子どもを見まもる目と手と心』をスローガンに掲げ、「①優しく思いやりのある子どもに育つ②親と子が共に育ち合い、健康で豊かな人生をおくる③子どもを地域（ふるさと）の宝として大切にみんなで育てる」の3つの姿をめざして、関連施策等の取組みを進めてきました。

本計画では、次世代育成支援対策行動計画との連続性並びに整合性に配慮しつつ、子ども・子育て支援法における本計画の基本的視点を勘案して、子ども・子育て新制度による各種施策を推進していきます。

2 基本的視点

①子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 自己肯定感を持って生まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性

②子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

③社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子ども育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること



2 計画の性格

平成24年8月に「子ども子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のよう
にまとめられています。同様に本市の現状と課題をまとめました。

【国の現状と課題】

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



【現状と課題への対応】

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・
保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援
の充実



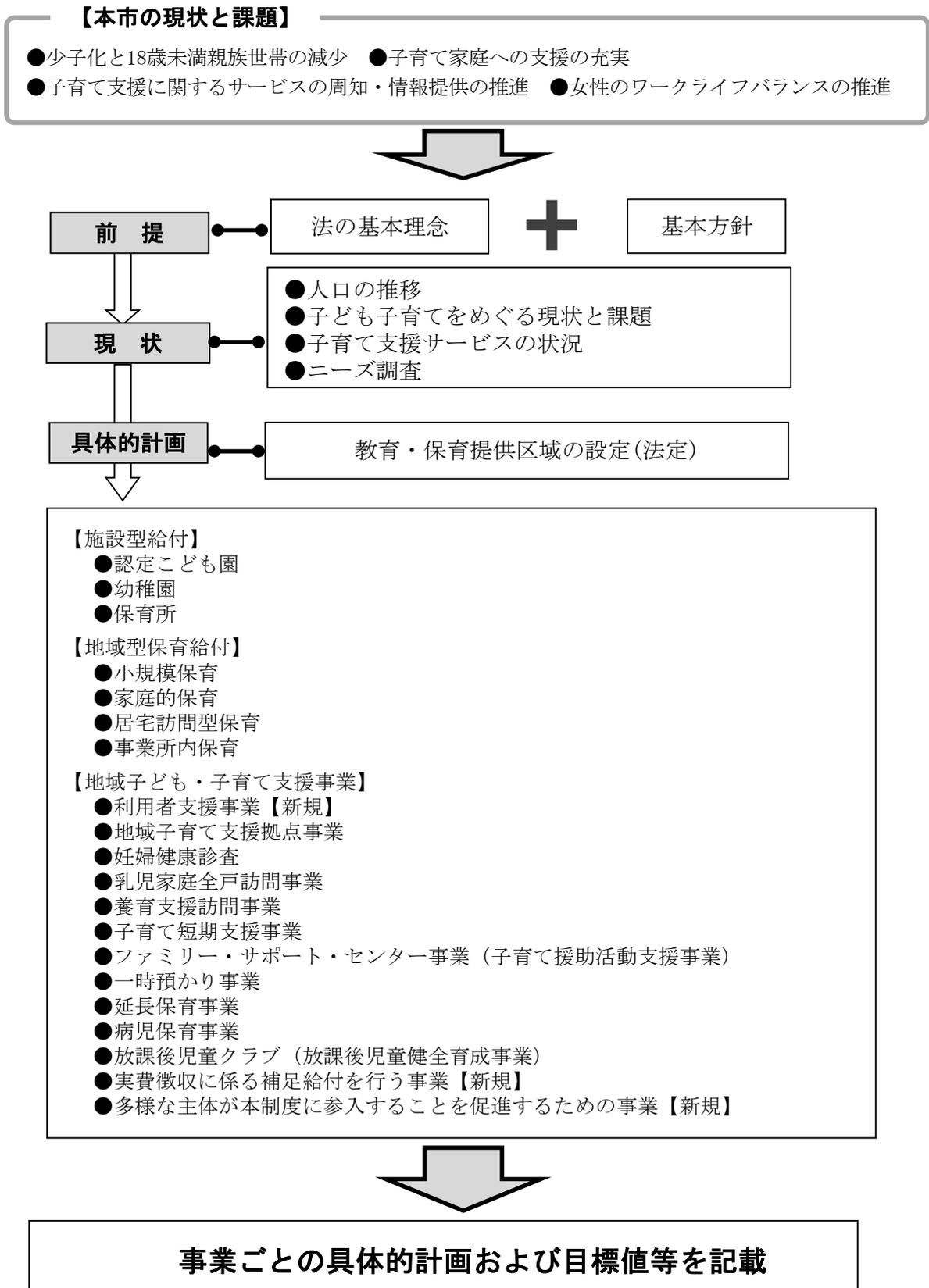
【対応の方策】

課題への解決策として、「幼保一元化（①）」「待機児童の解消（②）」「地域で支える教育・保育（③）」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条」にもとづき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」にもとづく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。本市においても、次頁「計画の構成」の記載内容にもとづき、具体的な事業計画を策定することとしました。





3 計画の構成





第4章

子ども・子育て支援の施策展開



第4章 子ども・子育て支援の施策展開

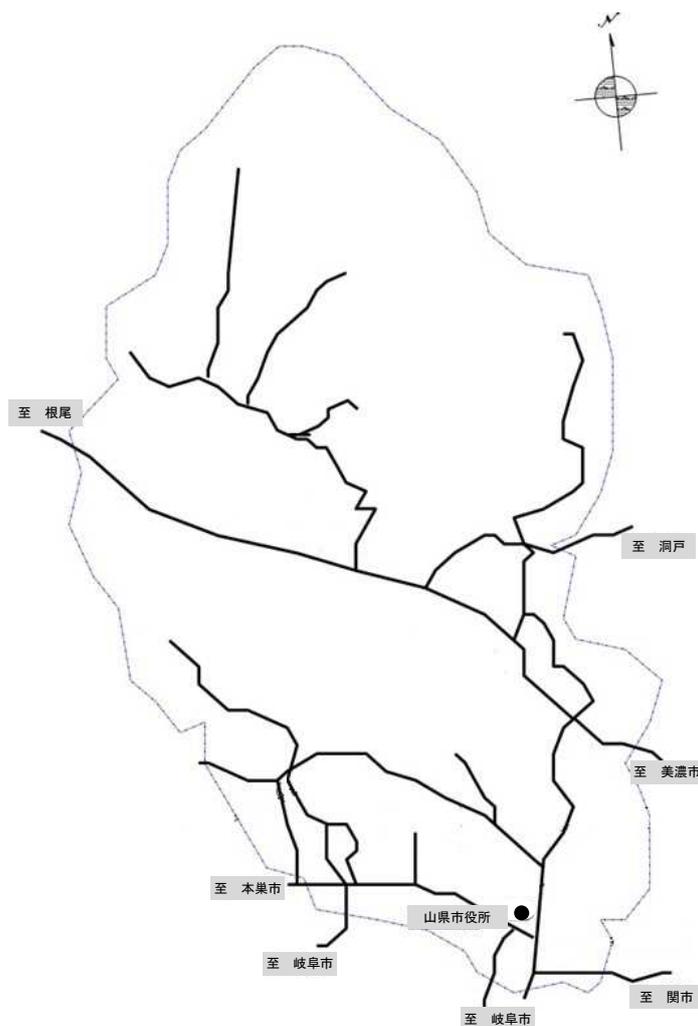
1 教育・保育の提供区域

山口市は、平成26年4月1日時点で市内に8箇所の保育所を設置しています。

就学前児童は平成25年度末で1,111人であり、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、市内全域で1つの区域として考え、計画策定を行います。

その主な理由として、教育・保育の区域設定では、山間部やこれまでの生活導線など、交通の便を含む市の特性を踏まえると、各町ごとに区域設定した場合、需要と供給がアンバランスになります。そのため、需要と供給の調整がしやすい確保方策の幅が広がる全域を1区域として設定するに至りました。

【一区域（市内全体）】





2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 子ども人口の推計

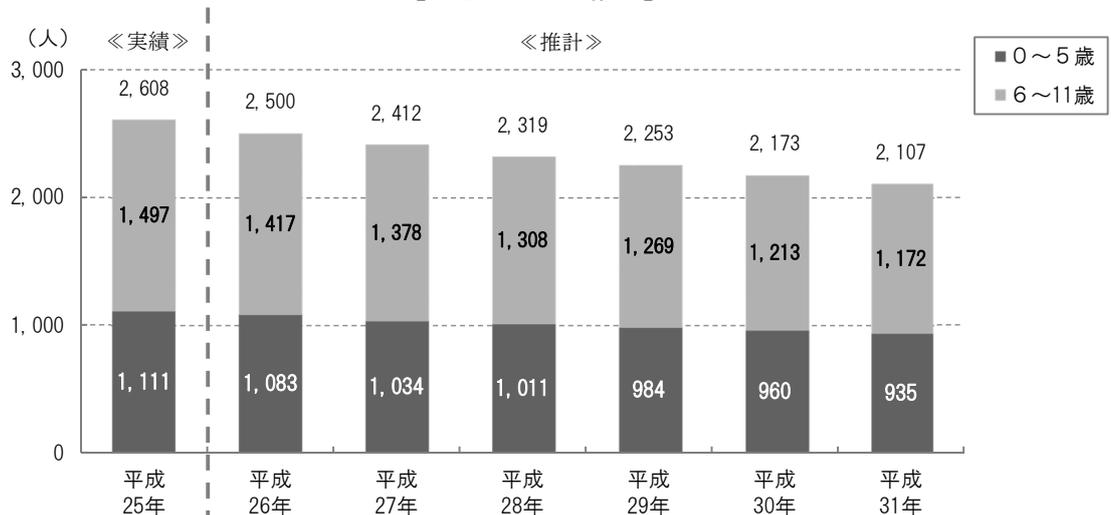
本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の1,111人から平成31年には935人と推計され176人（15.8%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においては平成25年の1,497人から平成31年には1,172人と推計され325人（21.7%）の減少が予測されています。

【子ども人口の推計】

	《実績》	《推計》					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	29,421	29,055	28,686	28,304	27,920	27,530	27,134
0歳	153	146	143	140	138	134	130
1歳	170	167	159	156	152	150	146
2歳	183	176	173	165	162	158	156
3歳	186	187	180	177	169	166	162
4歳	217	188	189	182	179	171	168
5歳	202	219	190	191	184	181	173
0～5歳	1,111	1,083	1,034	1,011	984	960	935
6歳	222	202	219	190	191	184	181
7歳	241	223	203	220	191	192	185
8歳	233	243	225	205	222	193	194
9歳	261	231	241	223	203	220	191
10歳	258	260	230	240	222	202	219
11歳	282	258	260	230	240	222	202
6～11歳	1,497	1,417	1,378	1,308	1,269	1,213	1,172

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年4月1日）

【子ども人口の推計】





(2) 教育・保育のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、以下の通りです。

【本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み】

単位：人

		市内に居住する児童		
		1号	2号	3号
平成 27 年度	量の見込み	39	448	259
平成 28 年度	量の見込み	39	440	251
平成 29 年度	量の見込み	38	426	245
平成 30 年度	量の見込み	37	416	240
平成 31 年度	量の見込み	35	403	235

(3) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、以下の通りです。

【本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み】

		単位	推計				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
時間外保育事業	量の見込み	単位：人 [実人数]	168	164	160	156	152
放課後児童健全育成事業							
合計	量の見込み	単位：人 [実人数]	167	158	152	140	133
小学1～3年生	量の見込み	単位：人 [実人数]	135	127	123	112	106
小学4～6年生	量の見込み	単位：人 [実人数]	32	31	29	28	27
子育て短期支援事業	量の見込み	単位：人 [延べ利用/年]	18	18	18	18	18
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	単位：人 [延べ利用/年]	1,072	1,040	1,020	997	975
一時預かり事業							
①1号認定による利用	量の見込み	単位：人	37	36	35	34	33
②2号認定による利用	量の見込み	[延べ利用/年]	2,757	2,712	2,627	2,555	2,481
③在園児対象型を除く	量の見込み	単位：人 [延べ利用/年]	1,323	1,293	1,258	1,227	1,196
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	量の見込み	単位：人 [延べ利用/年]	0	0	0	0	0
病児保育事業(緊サボ含む)	量の見込み	単位：人 [延べ利用/年]	256	251	244	238	232
妊婦健康診査	量の見込み	単位：回	2,310	2,282	2,254	2,226	2,198
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	単位：人 [実人数]	155	153	151	149	147
養育支援訪問事業	量の見込み	単位：人 [実人数]	10	10	10	10	10



3 教育・保育事業

【現 状】

本市の教育・保育施設は保育園が中心となり、公立保育所と私立幼稚園1箇所をあわせると市内に9箇所あります。

子ども・子育て支援に関する調査結果からみると、保育園を利用されている方の割合が84.4%を占めております。また、定期的に利用したいと考える施設のニーズは保育園が最も多く、77.4%となっております。

【確保の方策】

本市は市内全域を1区域して考え、市内のどこに居住していてもすべての保育園を利用していただけます。2, 3号認定の受入れは、市内の保育園での受入れを進めてまいります。保育園8箇所の総定員は770人ですので、2号, 3号認定の受入れについては、既存の保育園にて必要量の確保を行い、サービスの提供主体となる保育士の維持確保に努めてまいります。今後、状況に応じて既存の施設の整理が検討される場合においても、必要な定員は確保していきます。

また、1号認定にあたる教育ニーズを希望の方についても、市内の私立幼稚園による受入れが可能と考えております。

【教育・保育事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み						
1号認定	-	39	39	38	37	35
2号認定	-	448	440	426	416	403
3号認定	-	259	251	245	240	235
②確保方策						
1号認定	-	39	39	38	37	35
2号認定	441	448	440	426	416	403
3号認定	172	259	251	245	240	235
②-①		0	0	0	0	0

◎教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは幼保連携型、幼稚園型、保育所型があつて教育及び保育を一体的に



提供し、地域における子育て支援機能を備えるものに対し県の認可を受けた施設です。基本的に、幼稚園・保育所（園）を利用することに違いはありません。

◎保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育施設）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは幼保連携型、幼稚園型、保育所型があつて教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えるものに対し県の認可を受けた施設です。基本的に、幼稚園・保育所（園）を利用することに違いはありません。また、地域型保育施設とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。





4 相談支援

(1) 地域子育て支援拠点事業

【現 状】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、本市においては「おやこYY広場」、「子どもげんきはうす」の2箇所を実施しております。

【確保の方策】

今後もこの2施設を中心に、交流・相談等地域の子育て支援を確保していくとともに、利用率を上げていくための方策を検討していきます。

【地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	-	1072	1040	1020	997	975
②確保方策	951	1072	1040	1020	997	975
②-①		0	0	0	0	0

(2) 利用者支援事業

【現 状】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業ですが、現在は市の窓口、保育園、子育て支援センターなどにおいて、利用の相談等に応じています。

【確保の方策】

今後も引き続き、市の窓口、保育園、子育て支援センターを中心に情報提供や相談支援を継続することとし、専門の相談員の配置については、状況に応じて将来的な実施の検討を行います。



5 訪問系事業（法定）

（1）乳児家庭全戸訪問事業

【現 状】

作成中

【確保の方策】

作成中

【乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み						
②確保方策						
②-①						





(2) 養育支援訪問事業

【現 状】

作成中

【確保の方策】

作成中

【養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み						
②確保方策						
②-①						



6 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

【現 状】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、市内の児童養護施設へ事業委託により実施しております。

【確保の方策】

本市では、利用が少ない事業ではありますが、保護者の希望を尊重した子育て支援を展開していく中で、必要な保護者には提供していけるよう継続実施してまいります。

【子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人〔延べ利用/年〕

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み		18	18	18	18	18
② 確保方策	3	18	18	18	18	18
③ ー①		0	0	0	0	0





(2) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【現 状】

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本市においては、市内公立保育園で一時保育事業として実施しています。また、市内の私立幼稚園においても、在園児を対象とした同様のサービスを実施しています。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業で、ニーズ調査結果から就学児童の利用状況をみると、就学児童では小学校低学年・高学年ともに「ファミリー・サポート・センター」の利用希望者はいません。平成25年度実績では延べ97人ですが実依頼人数は4人と少ない状況です。

【確保の方策】

一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業は、事業の性質上、保護者の状況等により潜在的な利用ニーズと実際の利用に差が生じるものであるため、ニーズ調査により把握した潜在的利用ニーズを提供目標として、その提供体制を確保するべく保育士の確保など体制整備に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業については、今後一層の積極的な広報活動を行います。

【一時預かり事業等の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み						
1号認定		37	36	35	34	33
2号認定（幼稚園）		2757	2712	2627	2555	2481
2、3号認定		1323	1293	1258	1227	1198
② 確保方策						
市町村実施	521	4080	4005	3885	3782	3679
独自事業		37	36	35	34	33
②-①		0	0	0	0	0

実績は、ファミリーサポートセンター事業及び保育所における一時保育の実績。





(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

【現 状】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等において保育を実施する事業で、本市においては市内全保育園において最長で午前7時30分から午後7時(11時間30分)までの開所し、時間外保育を実施しております。

【確保の方策】

時間外保育については、保育の提供にあたる保育士の確保が課題であることから、今後も適正な提供体制が確保できるよう、現状の体制を維持しつつ更なる保育士の確保に努めます。

【時間外保育事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	-	168	164	160	156	152
② 確保方策	168	168	164	160	156	152
②-①		0	0	0	0	0





(4) 病児・病後児保育事業

【現 状】

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本市においては、市内に事業実施可能な施設が無く、岐阜市など近隣市町8箇所の施設と協定を締結して実施している。

【確保の方策】

現在協定を締結している岐阜市、関市、美濃市、各務原市と、協定を継続して今後とも必要な提供体制の確保に努めると共に、必要に応じて関係機関と協議していきます。

【病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	-	256	251	244	238	232
②確保方策	174	256	251	244	238	232
②-①		0	0	0	0	0



(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【現 状】

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、市内全9校区で開設しています。平成25年度に、利用者のニーズもあり対象児童を3年生から4年生までとし、更に、平成26年度より土曜日も全校区を対象に高富児童館と子どもげんきはうすの2箇所で開催しています。平成25年度のクラブ利用者数は、165人に対し、定員数は180人と充実しています。しかし、各クラブごとにみると長期休業期間の利用者が多く定員数を超えるクラブもあることや学校からクラブまでの距離が遠く下校時の安全が心配なこと及び空調設備が整備されていないクラブもあります。また、支援員の人員の確保も課題となっています。

ニーズ調査結果からは、小学校就学児童の利用状況では小学校低学年は10.9%、高学年は1.5%が「放課後児童クラブ」の利用を希望しています。就学前（5歳児）ではそれぞれ24.1%、16.8%の利用希望となっています。

【確保の方策】

本市における通常時の供給量は充実していると考えられます。しかし、長期休業期間は量の不足を生じるクラブもあるため学校施設等の活用を検討する。また、有資格者の支援員の人員の確保・資質向上を図り、安心安全の確保や健全育成等に努めていきます。

6年生までの対象年齢の拡充は、基準に基づく施設の整備が整い、全クラブ同時に行う予定でいます。

【放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供量】

単位：人〔実人数〕

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	165	167	158	152	140	133
小学1～3年生	146	135	127	123	112	106
小学4～6年生	19	32	31	29	28	27
② 確保方策	180	167	158	152	140	133
②-①	15	0	0	0	0	0

平成25年度実績の高学年数は、4年生のみの利用者数





8 その他事業

(1) 妊婦健康診査（法定）

【現 状】

作成中

【確保の方策】

作成中

【乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：回

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み						

